

3 か月連続となる特別手当支給および 4 か月連続となる賃金保障について

株式会社 LIXIL ビバ（社長：渡邊 修、さいたま市浦和区）は、この度、5 月 25 日に全国で緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き感染防止対応をしながら店舗の最前線で働く従業員へ感謝の気持ちを込めて、特別手当の支給を 6 月についても実施することを決定しました。

また、6 月以降も小学校等の休校休園の継続や分散登校・登園が続く状況下、小学校等の影響で出社することが困難となったまたは、勤務時間の短縮をせざるをえなかった従業員を対象として、引き続き賃金保障を行います。

■ 特別手当の支給について

店舗で勤務するパート・アルバイト従業員に特別手当を支給いたします。

支給対象者：弊社店舗（全国 102 店舗）のパート・アルバイト（およそ 8,000 名）

支給対象期間：2020 年 4 月、5 月分 及び 6 月も延長し支給

■ 賃金保障について

小学校等の影響で出社することが困難となったまたは、勤務時間の短縮をせざるをえなかった従業員を対象として、賃金保障を行います

対象者：上記理由で休暇取得または、勤務時間短縮をした従業員

支給対象期間：2020 年 2 月 27 日～6 月末

弊社では新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から引き続き、お客様、従業員の安全を第一に考え、対応をまいります。

以上

お問い合わせ先

I R 広報室 TEL：070-3161-8983（小林） 070-3192-5605（渡部）